

ときがわ町地域福祉計画推進委員会設置要綱をここに公布する。

平成 25 年 2 月 26 日

ときがわ町長 関 口 定 男

ときがわ町告示第 12 号

ときがわ町地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 ときがわ町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に定める施策の推進を図るため、ときがわ町地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、地域福祉計画の推進管理及び総合的評価をし、これを町長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) 関係機関を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募委員

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(ときがわ町地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 ときがわ町地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成 23 年 2 月 15 日告示第 8 号）は、廃止する。

